

(別 紙)

住宅貸付及び普通貸付について、貸付事由の見直しを行い、あらたに下記の貸付事由が適用となります。(2019年9月分の貸付より適用)

【住宅貸付】

貸付事由

下記の工事等(修繕、模様替、設備の設置・取替、その他の工事(*))は、「住宅の増築、改築、設備」に該当となり、住宅貸付の対象となります。

- ① 住宅に附随する建築設備(電気、ガス、給排水等の附帯設備その他これに類する屋外設備及び省エネルギー型設備)について行う工事
- ② 住宅の敷地内の建築物(倉庫、物置、自動車車庫、自転車駐輪場その他これらに類する建築物)について行う工事
- ③ 住宅の敷地内の擁壁、垣、堀、門等について行う工事
- ④ 住宅の敷地内の整地及び造園のために行う工事
- ⑤ 家電製品(エアコン、ソーラーパネル、エコキュートなど)の購入で設置工事を伴うもの(見積書に設置費用の明細があるもの)

(*) その他の工事とは、耐久性を高めるための工事、安全上若しくは防災上必要な工事又は衛生上若しくは居住性を良好にするために必要な工事をいいます。

【普通貸付】

貸付事由

家電製品等(エアコン、ソーラーパネル、エコキュートなど)の購入で設置工事を伴わないもの(見積書に設置費用の明細がないもの)